

財団法人大田区体育協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人大田区体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大田区大森北四丁目16番5号大田区子ども家庭支援センター大森内におく。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、大田区内における体育運動を振興し、もって区民の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、区民の体位向上とスポーツ（レクリエーションを含む）精神を涵養するため、その根本方針を審議確立すること。
- 二、加盟団体の強化発展と、相互の融和親交を図ること。
- 三、加盟団体のスポーツ振興事業に要する経費の一部を補助し、その普及推進を図ること。
- 四、体育大会、講習会、スポーツ教室、スポーツテスト等の実施、スポーツクラブの育成、スポーツ指導者の養成、研修及び派遣、レクリエーション運動、野外活動、その他体育運動に関する各種事業の実施、相談、協力及び援助等を行うこと。
- 五、大田区から受託する区立スポーツ施設の管理運営に関する事業を行うこと。
- 六、体育運動の啓発、指導、宣伝及び奨励を図り、併せて体育運動に関する各種刊行物を発行すること。
- 七、その他目的を達成するため必要な事業を行うこと。

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一、設立当初の財産目録に記載された財産
- 二、資産から生ずる果実
- 三、交付金及び補助金
- 四、事業に伴う収入
- 五、加盟団体分担金及び賛助会費
- 六、寄付金品
- 七、その他の収入

(資産の種類)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一、設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- 二、基本財産とすることを指定して寄付された財産
- 三、理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2 基本財産のうち現金は、定額郵便貯金、信託預金、定期預金又は確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(基本財産処分の制限)

第8条 この法人の基本財産は、これを処分し、または担保に供することはできない。

ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ東京都教育委員会の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎会計年度開始前、東京都教育委員会に届出なければならない。事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第11条 会長は、次の書類を作成し、監事の意見を付し、理事会及び評議員会の議決を経て、毎会計年度終了後3か月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

- 一、事業報告書
- 二、収支決算書
- 三、財産目録
- 四、貸借対照表
- 五、財産増減計算書

(剰余金の処分)

第12条 この法人は、毎会計年度において、剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第13条 この法人が必要ある時は特別会計を設けることができる。

2 特別会計については、第10条から第12条の規定を準用する。

(義務の負担、権利放棄、長期借入金)

第14条 この法人は、収支予算で定めるものを除き、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

2 借入金(その会計年度の収支をもって償還する一時借入金を除く。)をするときは、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ東京都教育委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 役員、評議員及び職員

(役員)

第16条 この法人に次の役員をおく。

- 一、理事 25人以上35人以内（内会長1人、副会長2人以上5人以内、専務理事1人、常務理事5人以上11人以内）
- 二、監事 2人又は3人

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は評議員会で選任する。

- 2 会長、副会長は、評議員会で指名し、専務理事及び常務理事は、理事の互選により選出する。
- 3 理事の選任に当たっては、理事の1人と同一の親族（3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）、特定の企業の関係者（役員、使用人、大株主等）、所管する官庁の出身者、その他特別の関係にある者が占める割合は、各々理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（その親族、その他特殊の関係にある者を含む。）及び職員以外のうちから評議員会において選任する。
- 5 監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 第1項によるもののほか、前条第一号に定める範囲内で会長が評議員会にはかり理事を委嘱することができる。

(役員職務)

第18条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、予め定められた順序により、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基き日常の業務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、予め定められた所掌業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。
- 6 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の職務を行う。
 - 一、法人の財産の状況を監査すること。
 - 二、理事の業務執行の状況を監査すること。
 - 三、財産の状況又は、業務の執行について、不正を発見したときはこれを理事会、評議員会又は東京都教育委員会に報告すること。
 - 四、前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員に、この法人の役員たるにふさわしくない行為があった場合、又は心身の故障のため職務の執行にたえないと認められた場合には、その任期中であっても、評議員及び理事現在数の各々の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第21条 役員にはその地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 職務遂行上必要な費用は別に定めるところにより弁償する。

(評議員の定数、選任及び任期)

第22条 この法人に評議員40人以上70人以内をおく。

2 評議員は、加盟団体から1人宛選出する。

3 前項のほか、会長は必要に応じ学識経験者中から評議員を委嘱することができる。

4 前項による評議員の数は、第2項により選出される評議員の数の4分の1を超えてはならない。

5 評議員は、他の役員と相互に兼ねることができない。

6 評議員には、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第23条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項につき議決するほか理事会の諮問に応じ必要な事項を審議するとともに、会長に対し必要と認める事項を助言する。

(名誉役員)

第24条 この法人に名誉会長、顧問、参与及び相談役をおくことができる。

2 名誉役員は理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問、参与及び相談役はこの法人の重要事項につき会長の諮問に応ずる。

(職員)

第25条 この法人の事務を処理するため事務局をおく。

2 事務局には、事務局長、その他の職員をおく。

3 事務局長、その他の職員は会長が任免し、有給とする。

第5章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体)

第26条 大田区の区域を構成範囲として結成された種目別体育団体、レクリエーション団体及び小中高等学校体育連盟で、理事会の承認を得て加盟した団体をいい、毎年度所定の分担金を納入するものとする。

2 加盟団体が前項に規定する資格を失ったとき及びこの法人の加盟団体としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議を経て脱会させることができる。

(賛助会員)

第27条 この法人の目的に賛同し、別に定める賛助会費を拠出した個人及び団体。

第6章 部 会

(構成)

第28条 この法人は、事業に必要な資金を調達し、その保管にあたるため財務部を設置する。

2 この法人は、事業遂行のため必要なときは、部会を設置することができる。

3 部会の設置、構成等については、別に定めるところによる。

第7章 会 議

(理事会の招集)

第29条 理事会は必要に応じ会長が招集する。ただし理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、1週間以前に会議の目的である事項、日時、場所を通知しなければならない。ただし緊急を要するときはこの限りでない。

(議 事)

第30条 理事会の議長は、会長とする。

2 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ表決した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務理事会)

第31条 この法人は、理事会から委任された事項を審議するため常務理事会をおく。

2 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成される。

3 常務理事会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

(評議員会)

第32条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

2 第29条、第30条第2項及び第3項の規定は、「理事」及び「理事会」を「評議員」及び「評議員会」と読み替えて評議員会に準用する。

(議事録)

第33条 すべての会議は、議事録を作成し、議長及び出席者の代表者2人が署名捺印の上、これを保存しなければならない。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の3分の2以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第35条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、地方公共団体又はこの法人の目的に類似する目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第9章 補 則

第37条 第26条の規定にかかわらず、大田区スポーツ少年団本部及び嶺町体育会は、これを加盟団体とする。

第38条 この法人の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- 一、寄附行為
- 二、加盟団体名簿
- 三、役員、職員等の名簿及び履歴書
- 四、財産目録
- 五、負債台帳
- 六、収支に関する帳簿及び証拠書類
- 七、理事会、常務理事会、評議員会の議事に関する書類
- 八、処務日誌
- 九、官公署往復文書
- 十、その他必要な書類

2 前項の書類及び帳簿類は永久保存としなければならない。ただし、前項第6号の各台帳は、10年、同項第8号から9号までの書類は、1年保存とする。

第39条 この寄附行為についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度は第15条の規定にかかわらず設立許可のあった日に始まり、昭和60年3月31日に終わる。
- 3 前項の期間にかかる事業計画及び収支予算については、第10条の規定にかかわらず設立発起人会で定めた事業計画及び収支予算によるものとする。
- 4 従前大田区体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。
- 5 この法人設立当初の役員は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、設立発起人会で選任された次の者がこれにあたり、その任期は昭和61年3月31日までとする。

(役員氏名省略)

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成10年4月16日）から施行する。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成12年1月25日）から施行する。
- 2 この法人の寄附行為の変更時に評議員である者の任期は、第22条第6項において準用される第19条第1項の規程にかかわらず、平成12年3月31日までとする。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成12年4月19日）から施行する。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成17年7月11日）から施行する。

付 則

- 1 この法人の寄附行為は、東京都教育委員会の認可のあった日（平成20年1月25日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年2月10日から適用する。

